

宇都宮市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 宇都宮市(以下「本市」という。)の交付する移住支援金(以下「支援金」という。)については、栃木県移住支援事業実施要綱、栃木県マッチング支援事業実施要領、とちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領及び宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、「栃木県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、栃木県と共同して行う栃木県移住支援事業において、栃木県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から移住して就業又は起業等をしようとする者が移住支援金の交付要件を満たす場合に、予算の範囲内において支援金を交付し、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に寄与することを目的とする。

(交付金額)

第3条 支援金の交付金額は、複数人世帯の申請の場合は100万円、単身世帯の申請の場合は60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(交付要件)

第4条 支援金の交付要件は、下記の表の移住等に関する要件を満たし、かつ、就職に関する要件、テレワークに関する要件、起業に関する要件、又は関係人口に関する要件を満たし、複数人の世帯における申請にあっては、複数人世帯に係る要件を全て満たすこととする。

移住等に関する要件	<p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2
-----------	---

年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと(ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住等に関する要件を満たす期間とすることができます。)。

- ・ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ・ 平成31年4月23日以降に本市に転入したこと。
- ・ 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ・ 本市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ・ 支援金の申請時において、本市の立地適正化計画(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。以下同じ。)に記載された居住誘導区域、高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域及び、地区計画区域(篠井ニュータウン地区計画区域、宝木新里ニュータウン地区計画区域、フランクニュータウン宝木三向地区計画区域、城西ニュータウン地区計画区域をいう。以下同じ。)、市街化調整区域に存する地域拠点区域(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。以下同じ。)、市街化調整区域の小学校のうち、地域拠点区域に含まれる8校を除く19小学校周辺で適用する地区計画区域に居住していること。ただし、関係人口に関する要件における就農に関する要件を満たす者についてはこの限りではない。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ・ 申請者が属する世帯が自治会に加入していること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人（以下「暴力団等」という。）の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 ・ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 ・ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町が認める場合を除く。 ・ その他栃木県又は本市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
就業に関する要件	<p>ア 一般の場合</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 ・ 就業先が支援金の対象として移住支援事業を実施する都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人（以下「対象の求人」という。）であること。 ・ 週あたりの勤務時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において在職していること。 ・ 対象の求人への応募日が、移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降であること。 ・ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 <p>イ 専門人材の場合</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 ・ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル

	<p>人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週あたりの勤務時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し,かつ,申請時において在職していること。 ・ 当該就業先において,移住支援金の申請日から5年以上,継続して勤務する意思を有していること。 ・ 転勤,出向,出張,研修等による勤務地の変更ではなく,新規の雇用であること。 ・ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等,離職することが前提でないこと。
テレワークに関する要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属先企業等からの命令ではなく,自己の意思により移住した場合であって,本市を生活の本拠とし,移住元での業務を引き続き行うこと。 ・ 移住先でテレワークにより勤務する(原則として,恒常的に通勤しない)こととし,かつ週20時間以上のテレワークを実施すること。 ・ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業である内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で,所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
起業に関する要件	<p>支援金の申請日が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。</p>
関係人口に関する要件	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市リーディング企業支援事業実施要綱に定める「宇都宮市リーディング企業」として認定された企業に採用され,市内の本社または事業所にて就業する者 ・ 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を受賞した事業所のうち,市内の本社または事業所にて就業する者。ただし,市内に本社がある企業における就業に限る。 ・ 市内で就農する者 ・ バス運転手,タクシー運転手,保育士,介護職として就業する者。ただし,市内に本社を置く事業所に限る。

複数人世帯に係る要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 ・ 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の申請時において、同一世帯に属していること。 ・ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月23日以降に転入したこと。 ・ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において転入後1年以内であること。 ・ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
------------	---

(事前相談)

第5条 支援金の申請を予定する者は、あらかじめ事前相談を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者は、移住支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の2）に次の各号に掲げる書類を添付して、本人確認書類を提示の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住元に関する要件を満たすことを証する書類（別表1）
- (2) 就職に関する要件、テレワークに関する要件、起業に関する要件、又は関係人口に関する要件に該当することを証する書類（別表2）
- (3) 支援金の振込先の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名が確認できるもの）
- (4) 自治会加入宣誓書（様式第5号）。なお、様式第5号に添付する宇都宮市自治会連合会が発行する自治会パスポート「宮P A S S」の写しは、自治会名及び申請者が属する世帯の世帯員のいずれかの名義が確認できるものとする。
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、交付の申請があった場合において、内容を審査し、支援金を交付することが適當と認めるときは、支援金の交付を決定し、栃木県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

- 2 前項の規定により支援金の交付を決定したときは、規則第15条第3項の規定による書類の提出があったものとみなす。

(申請の却下)

第8条 市長は、交付の申請があった場合において、支援金の交付が不適當と認めるとき又

は予算上の理由等により支援金の交付が不可となる場合は、栃木県移住支援事業に係る移住支援金の交付申請却下通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第9条 市長は、支援金の交付決定を受けた者に対しては、申請日から3ヶ月以内に移住支援金の交付を行う。

（調査等）

第10条 市長は、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は支援金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（返還請求）

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が下記の表に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就職先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして栃木県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

全額の返還を請求する	<ul style="list-style-type: none">虚偽の申請等をした場合支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合就業に関する要件により移住支援金の支給を受けた者が、支援金の申請日から1年内に支援金の要件を満たす職を辞した場合起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
半額の返還を請求する	<ul style="list-style-type: none">支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

制定文（平成31年4月24日告示第152-7号）

平成31年4月24日から適用する。

改正文（令和元年12月20日告示第446-9号）

令和元年12月20日から適用する。ただし、令和元年12月19日以前に転入した者については、なお従前の例によるものとする。

改正文（令和2年12月22日告示第428-4号）

改正文（令和4年4月1日告示第125-31号）

令和4年4月1日から適用する。ただし、令和3年3月31日以前に転入した者について

は、なお従前の例によるものとする。

改正文（令和5年4月1日告示第128－5号）

令和5年4月1日から適用する。ただし、令和4年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例によるものとする。

改正文（令和5年7月12日告示第236－3号）

令和5年6月23日から適用する。ただし、令和5年6月22日以前に転入した者については、なお従前の例によるものとする。

改正文（令和6年4月1日告示第137－17号）

令和6年4月1日から適用する。ただし、令和6年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例によるものとする。

改正文（令和7年4月1日告示第161－12号）

令和7年4月1日から適用する。ただし、令和7年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例によるものとする。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から適用し、第4条に規定する移住等に関する要件のうち、「・本市の立地適正化計画に記載された居住誘導区域、高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域及び、地区計画区域、市街化調整区域に存する地域拠点区域、市街化調整区域の小学校のうち、地域拠点区域に含まれる8校を除く19小学校周辺で適用する地区計画区域に居住していること。」についての規定は、令和3年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇都宮市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入する者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表1（第6条関係）

区分	書類
東京23区又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分） ・東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者が、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間として算入しようとする場合は、卒業証明書・成績証明書その他在学期間を確認できる書類
東京23区への通勤をしていたことを証する書類	法人経営者の場合
	個人事業主の場合
	上記以外の場合

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者が、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間として算入しようとする場合は、卒業証明書・成績証明書その他在学期間を確認できる書類を添付すること。

別表2（第6条関係）

区分	書類
就職に関する要件に該当することを証する書類	・移住先の就業先の就業証明書（様式第3号）
テレワークに関する要件に該当することを証する書類	・所属先企業等の就業証明書（様式第3号の2（個人事業主やフリーランスの場合） ・就業時間の証明書（様式第3号の3）
起業に関する要件に該当することを証する書類	・地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定通知書の写し
関係人口に関する要件に該当することを証する書類	「宇都宮市リーディング企業」に関する要件に該当することを証する書類
	「きらり大賞」に関する要件に該当することを証する書類
	バス運転手、タクシ一運転手、保育士、介護職に関する要件に該当することを証する書類

	<p>就農に関する要件に該当することを証する書類</p>	<p>(雇用就農したとき) ・就業証明書（関係人口に関する要件）（様式第4号）</p> <p>(独立就農したとき) ・農地の所有権又は利用権を有していることが分かる書類、農業機械や施設を所有又は借りていることが分かる書類、生産物や生産資材等を出荷、取引していることが分かる書類、農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を管理していることが分かる書類</p> <p>(認定新規就農者の認定を受けたとき) ・認定新規就農者の認定を受けたことが分かる書類</p> <p>(親元就農したとき) ・青色事業専従者給与に関する届出書の写し、青色事業専従者給与に関する届出書が税務署に受理されたことが分かる書類</p>
--	------------------------------	---